

診療施設届出事項変更届

年 月 日

徳島県 家畜保健衛生所長 殿

開設者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

獣医師免許の登録 (有・無)

電話番号

ファクシミリ番号

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更する 診療施設	ふりがな 名称			
	ふりがな 開設場所	郵便番号		
	電話番号	ファクシミリ番号		
	変更年月日	年	月	日
変更事項	1 開設者の住所	2 診療施設の名称	3 住居表示の変更	
	4 診療施設の構造設備	5 管理者の氏名及び住所		
	6 診療の業務を行う獣医師名	7 診療の業務の種類		
	8 法人の定款又は寄附行為	9 エックス線関係		
	(変更前)			
	(変更後)			
注意事項 1 この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。 2 変更事項は、1から9までの中から選んで○を付けてください。なお、変更事項が4の場合は診療施設の平面図の写しを、6の場合は獣医師免許証の写しを添付してください。 3 エックス線関係の変更事項は、次のものを指します。 (1) エックス線装置の更新 製作社名、型式及び台数 (2) エックス線診療室の構造の変更 撮影回数、透視時間の変更及び防護等の構造の変更 (3) 予防措置の変更 (4) エックス線診療に従事する獣医師の変更				